

東松島市宮戸地区復興再生多目的施設
新規就農者技術習得管理施設

利用者の手引き

東松島市新規就農者技術習得管理施設
〒981-0412 宮城県東松島市宮戸字川原5番地1
TEL 0225-86-2177

目 的

東松島市では、人口流出や高齢化など様々な問題に直面し、地域の将来を担う後継者や人材が不足しております。特に、若い世代の農業の担い手不足は深刻となっております。

そこで、東松島市へ定住を希望する新規就農者を誘致し、栽培技術等の経営管理能力の習得支援や市内の第1次産業に従事する方々が生産する農林水産物への付加価値の創造支援及び地域資源を利用した持続可能なエネルギーの利用を図ることを目的として、新規就農者技術習得管理施設を平成29年4月に新設いたしました。

新規就農者技術習得管理施設は、新規就農等を目指す研修生が共同で生活する場になります。入所中はこの手引きのルールを守って生活しましょう。

目 次

1	個室を利用できる方・利用期間	1
2	個室の利用申請について	2
3	個室の利用料金について	3
4	個室の入所時について	3
5	個室利用中の生活について	4
6	個室の退所時について	8
7	研修室の利用について	9
8	研修室の利用時間・料金について	9
9	宮戸地区復興再生多目的施設について	10
	（1）設置目的	10
	（2）施設構成	10
	（3）各施設平面図	11
	（4）各施設機能	14
	（5）施設へのアクセス	17

1 個室を利用できる方・利用期間

(1) 個室を利用できる方

- ① 就農、就漁等希望者
- ② 新規就農者（以下のア～ウのいずれかに該当する者）
 - ア 新規自営農業就農者
農家世帯員で、施設を利用しようとする前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者
 - イ 新規雇用就農者
施設を利用しようとする前1年間に新たに農家（農業法人含む。）に雇用されることにより、農業に従事することとなった者
 - ウ 新規参入者
施設を利用しようとする前1年間に土地や資金を独自に調達（相続、贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、新たに農業経営を開始した者
- ③ 認定新規就農者（青年等就農計画の認定経営者）
- ④ ①～③のほか、東松島市への移住定住を検討している者で、以下のア～ウのいずれかの活動を行う者
 - ア 市民（団体、企業等を含む。）が主体的に行う社会的、公益的な協働によるまちづくり活動の支援、文化及び教養向上のための学習支援並びに地域資源の利用及び再生による総合的な地域力の強化につながる活動
 - イ 東松島市域における定住を前提とした新規就農を希望する担い手の誘致促進、栽培技術等の経営管理能力の習得支援、市内第1次産業生産者が自ら生産する農林水産物への付加価値の創造支援及び地域資源を利用した持続可能なエネルギーの利用につながる活動
 - ウ 市内第1次産業における物産及び交流人口の増大を都市との連携によって安定させ、宮戸地区特有の魅力及び特色に関する戦略的かつ持続的な発信をする活動

(2) 利用期間

個室の利用期間は、2年以内となります。ただし、就農等以外の者の利用は、3ヶ月以内とします。

2 個室の利用申請について

(1) 空き状況の確認

施設へ個室の空き状況を確認してください。なお、長期利用（8日以上個室利用。以下同じ。）の場合は、審査に1週間程度を要しますので余裕を持って申請していただくようお願いいたします。

(2) 申請

利用する2週間前までに施設又は市役所農林水産課へ申請してください。

<申請書類>

- ① 利用許可申請書
- ② 就農研修計画書（又は他の法令に定める就農研修計画書に相当する研修計画書）
- ③ 研修実施計画書（研修先から必ず確認印を受けてください。）
- ④ 誓約書兼緊急連絡人届
- ⑤ 身分証の写し
- ⑥ 就農等以外の目的で利用する者は、条例第1条の目的達成に資する活動を行うことが分かるもの

【参考：東松島市宮戸地区復興再生多目的施設条例】

（目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、東松島市宮戸地区復興再生多目的施設（以下「多目的施設」という。）を、次の目的により設置する。

- (1) 市民（団体、企業等を含む。）が主体的に行う社会的、公益的な協働によるまちづくり活動の支援、文化及び教養向上のための学習支援並びに地域資源の利用及び再生による総合的な地域力の強化を図ること。
- (2) 東松島市域における定住を前提とした新規就農を希望する担い手の誘致促進、栽培技術等の経営管理能力の習得支援、市内第1次産業生産者が自ら生産する農林水産物への付加価値の創造支援及び地域資源を利用した持続可能なエネルギーの利用を図ること。
- (3) 市内第1次産業における物産及び交流人口の増大を都市との連携によって安定させ、宮戸地区特有の魅力及び特色に関する戦略的かつ持続的な発信をすること。

【注意事項】

- ① 短期利用（7日以下の個室利用。以下同じ。）の場合は、就農研修計画書の提出は不要です。
- ② 認定新規就農者は、就農研修計画書及び研修実施計画書の提出は不要です。
- ③ 研修実施計画書に記載する研修は、以下のア～ウの農家又は研修機関で行う研修とします。
 - ア 東松島市が認定した認定農業者（農業経営改善計画の認定経営者）又は認定新規就農者
 - イ 東松島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標水準に達している農業者
 - ウ 宮城県農業大学校

(3) 許可

短期利用の場合は、申請時に書類を審査し、不備がない場合はその場で許可通知をします。
長期利用の場合は、審査に1週間程度を要します。後日、許可通知を送付します。

(4) 変更申請

申請した内容に変更がある場合は、速やかに許可通知書を添えて変更申請をしてください。
なお、長期利用の場合は、審査に1週間程度を要します。

3 個室の利用料金について

(1) 利用料金について

1日1人あたり 500円

【注意事項】

- ① 利用料金は、市外の方が利用する場合は、上記の2倍の金額になります。
- ② 市外の方で、施設の利用にあわせて住民票を異動する方は、1日500円の料金で計算します。その場合は、施設利用決定後、施設入所日までに速やかに住所を移動してください。

(2) 納付方法について

許可通知とあわせて利用料の納付書を発行及び送付します。納付書にある指定の銀行等において納付期日までに利用料を支払ってください。

また、既に納めた利用料は、返還いたしませんのでご注意ください。

(3) 長期利用者の納付方法について

長期利用者については、基本的に1ヶ月単位で納付書を発行します。

なお、一括で支払いたい場合等の要望がある場合には、施設へご相談ください。

4 個室の入所時について

(1) 入所日時について

施設利用決定後、実際に個室への入所できる日時は、平日の午前9時から午後5時までとします。施設利用許可決定後、入所日の時間を施設と調整してください。

(2) 入所中のルール等説明

入所時のルールや施設の案内は入所日当日に行います。

5 個室利用中の生活について

(1) 個室について

個室は1人部屋6室、2人部屋4室です。部屋番号は、11ページをご覧ください。

<個室備品>

ベッド、机、イス、収納ボックス、エアコン、防災無線戸別受信機、非常用ライト、ハンガー5本

<共通備品>

冷蔵庫、電子レンジ、掃除機、ドライヤー、炊飯器、体重計、扇風機、ファンヒーター

<研修生の持込み>

寝具類（布団、シーツ、毛布、枕等）、テレビ、テレビ台、パソコン、食器、スリッパ（中用・外用）、その他生活用品

※必ず持ち込まなければいけない物ではありません。参考のため列記しています。

<貸出し品（有料）> ※数に限りがあります。

寝具類8点セット：掛け布団、掛け布団カバー、敷き布団、敷き布団カバー、まくら、まくらカバー、タオルケット、毛布

（貸出料金） 6,000円～8,000円程度（クリーニング代金として）

【注意事項】

- ① 施設の電気使用量は限られておりますので、電気消費が大きい器具（冷蔵庫、ドライヤー、電気ストーブ等）の個室での使用は禁止します。
- ② 入所時に鍵を1本ずつ渡します。防犯上、合鍵の作製は禁止します。
また、鍵を紛失や毀損した場合は、速やかに施設へ届け出てください。費用は、弁償していただきます。

(2) 脱衣室と浴室について

ア 脱衣室

脱衣室には、コイン洗濯機（男性用2台、女性用1台）、コイン乾燥機（男女1台ずつ）があります。洗剤は各自持参ください。

（料金） 洗濯機（5kg） 1回 300円
乾燥機（4.5kg） 1回（30分） 100円

イ 浴室

入浴は、午後5時00から午後11時00分までとします。ただし、シャワーは24時間利用可能です。なお、浴室のシャンプー、石鹸等は持ち込んで使用してください。

(3) コモンリビングについて

コモンリビングは、研修生同士のコミュニケーションを図る共有スペースとなります。研修中の情報交換の場としてご利用ください。

また、コモンリビング内は、土足厳禁です。個室とコモンリビングの出入りの際は、スリッパ等に履き替えるようにお願いします。

(4) 食事について

食事は、自炊となります。

コモンリビングにミニキッチン、冷蔵庫、電子レンジがありますので、自由にご利用ください。使用料金はかかりません。

ただし、食器類や調理器具はありませんので各自準備してご利用ください。

(5) トイレについて

トイレは、バイオマストイレになります。仕組みは14ページをご覧ください。

バイオマストイレは、通常の水洗式トイレと異なり、微生物がし尿を浄化し、洗浄水を繰り返し使用します。そのため、使用する際トイレトーパー以外は決して流さないでください（洗剤も使用不可です。）。

(6) 門限と消灯

門限及び消灯は、午後11時です。共同生活となりますので、時間までに各自個室に戻り、静かにお過ごしください。

研修生用の掲示板（ホワイトボード）を設置しますので、出かけるときは「不在」、帰宅したら「在室中」と記入してください。

(7) 玄関の開錠と施錠

施設には玄関が3ヶ所あります（11ページ参照）。

研修生は、通常玄関③を利用してください。なお、玄関③は、常に鍵がかかっています（扉を閉めると自動で施錠されます。）。鍵は、個室の鍵と兼用になります。

玄関①と②は、来客者用の玄関となり、施設職員が朝に開錠、夜に施錠します。研修生は、夜間と休日の玄関①、②の使用は、やむを得ない場合以外は極力控えてください。もし、玄関①、②を使用した場合は、必ず施錠するようにしてください。

(8) 浴室とトイレの清掃

浴室とトイレの清掃業務は、施設職員が行いますが、簡易な清掃については、研修生が交代で行うこととします（1週間交代制）。

普段から常に綺麗に使用することを意識して利用してください。

なお、トイレは、バイオマストイレになりますので、絶対に洗剤を使用しないでください。

(9) ゴミ捨て場

ゴミは、玄関③の脇にゴミ捨て場を設置しますので、燃えるゴミと燃えないゴミを分別してご利用ください。なお、施設内の研修室は、入所中の研修生以外も利用しますので、常に整理整頓を心がけましょう。

(10) 郵便物

長期利用者の郵便物は、玄関②にある郵便受けに入れますので定期的にご確認ください。また、小荷物等の郵便受けに入らない物については、一旦、市民センター事務室で預かりますので、事務室まで取りにきてください(荷物が届いた旨をホワイトボードに表示します。)

(11) 研修生以外の個室への立入禁止

研修生以外の個室への入室は、立入を禁止します。

なお、研修生が他の研修生の個室に入室することは可能としますが、消灯時間を必ず守るようにし、他の研修生の迷惑にならないよう静かに過ごしましょう。

(12) 長期不在中の所在について

個室利用中に数日に渡って不在となる期間がある場合には、必ず施設職員へその旨を報告してください。なお、不在となる期間の利用料金は、返還いたしませんのでご注意ください。

(13) 建物及び敷地内の喫煙について

施設建物内は、全て禁煙です。

喫煙は、建物敷地の地域連携販売力強化施設の西側に喫煙スペース(7ページ参照)のみでお願いします。

なお、建物内(個室、個室のベランダも含む。)での喫煙した事実が発覚した場合には、利用を取消し、原状回復していただきます。

(14) インターネットの利用について

各個室へのインターネットの引込みは行っておりませんが、施設敷地内は、公衆wifiが使えますのでご利用ください。公衆wifiは、市のホームページで登録した後に利用できるようになります。

ただし、一部個室の場所によっては電波が届きにくい場所もありますのでご了承ください。

(15) 災害時について

台風、地震、津波等の災害時については、施設管理者の指示に従ってください。また、津波発生時には、絶対に海岸に近づかないでください。

(16) 防災無線戸別受信機について

防災無線の戸別受信機を個室に設置しております。この戸別受信機は、アンテナを外に設置しておりますので、受信機本体のアンテナはそのまま使用してください。

また、乾電池での使用もできますが、電源コンセントと併用すると乾電池の液漏れが発生する可能性があります。通常は、電源コンセントのみの使用とします。

(17) 部屋利用状況の確認について

長期利用者の個室を定期的（月に1回程度）に施設職員が確認します。部屋の破損がないか、部屋をみだりに汚していないか等を確認いたしますので、部屋は常に綺麗に利用してください。もし、破損等があれば弁償していただきます。

(18) 駐車場

駐車場は、施設の北側にある駐車場へ駐車してください。

なお、場所の指定は特にありませんが、来館者や施設職員も利用します。

また、施設正面の駐車場は、来館者専用となっておりますので駐車しないようにお願いします。

<駐車場位置図>



6 個室の退所時について

(1) 退所日時について

退所日の退所時間は、施設と調整の上、決定してください。退所時に個室の状況確認もありますので、退所できる時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。退所日が近づきましたら、なるべく早めに施設側と調整してください。

(2) 退所時の個室確認

個室の部屋状況を確認します。備品の有無、破損状況の有無等確認します。必ず原状回復し、破損等あれば弁償していただきます。

(3) 研修実施報告書の提出

個室の利用者は、研修先から研修実施の確認印を受け、退所日までに研修実施報告書を提出してください。

7 研修室の利用申請について

(1) 空き状況の確認

施設へ研修室の空き状況を確認してください。

(2) 申請

利用する2週間前までに施設へ直接、申請してください。

(3) 許可

申請時に書類を審査し、不備がない場合はその場で許可通知をします。

8 研修室の利用時間と料金について

(1) 研修室利用時間と料金

(研修室)	9時から13時まで	850円
	13時から17時まで	850円
	1時間当たりの超過料	500円

(冷暖房料)	4時間当たり	100円
	冷房	7月～9月
	暖房	12月～3月

【注意事項】

- ① 利用料金は、市外の方が利用する場合は、上記の2倍の金額になります。
- ② 入場料を徴収して利用する場合又は営利目的事業に利用する場合は、上記の2倍の利用料金になります。また、この場合において、市外の方が利用する場合は、4倍の金額になります。
- ③ 利用時間は、準備と後片付け時間も含まれます。時間に余裕を持って利用してください。また、利用後に利用状況を確認します。
- ④ 研修室内には、ミニキッチン、冷蔵庫、電子レンジ、ホワイトボードがあります。利用料金はかかりません。その他研修に必要な備品（調理器具等）は、各自持ち込むようにお願いします。

9 宮戸地区復興再生多目的施設について

(1) 設置目的

東日本大震災によって被災した宮戸市民センター、株式会社奥松島公社の遊覧船待合所、売店及び牡蠣焼き施設の機能等を集約し、宮戸地区の第1次産業の再生を中心とした以下の目的を達成するため、平成29年4月に新設しました。

- ① 市民（団体、企業等を含む。）が主体的に行う社会的、公益的な協働によるまちづくり活動の支援、文化及び教養向上のための学習支援並びに地域資源の利用及び再生による総合的な地域力の強化を図ること。
- ② 東松島市域における定住を前提とした新規就農を希望する担い手の誘致促進、栽培技術等の経営管理能力の習得支援、市内第1次産業に従事する方々が自ら生産する農林水産物への付加価値の創造支援及び地域資源を利用した持続可能なエネルギーの利用を図ること。
- ③ 市内第1次産業における物産及び交流人口の増大を都市との連携によって安定させ、宮戸地区特有の魅力及び特色に関する戦略的かつ持続的な発信をすること。

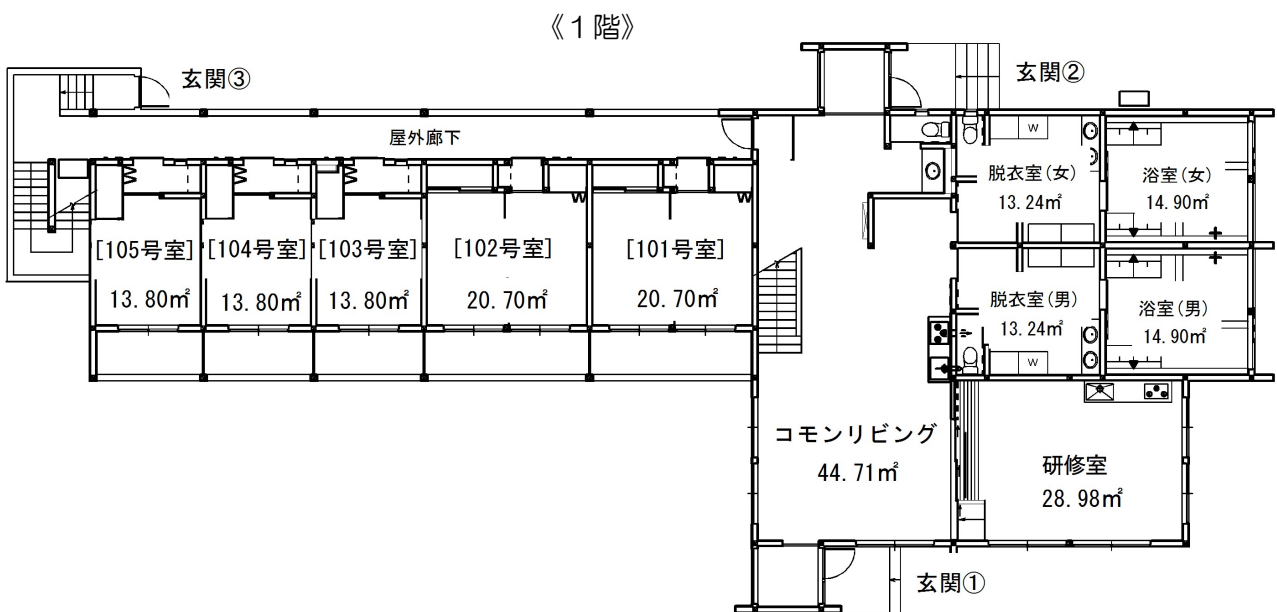
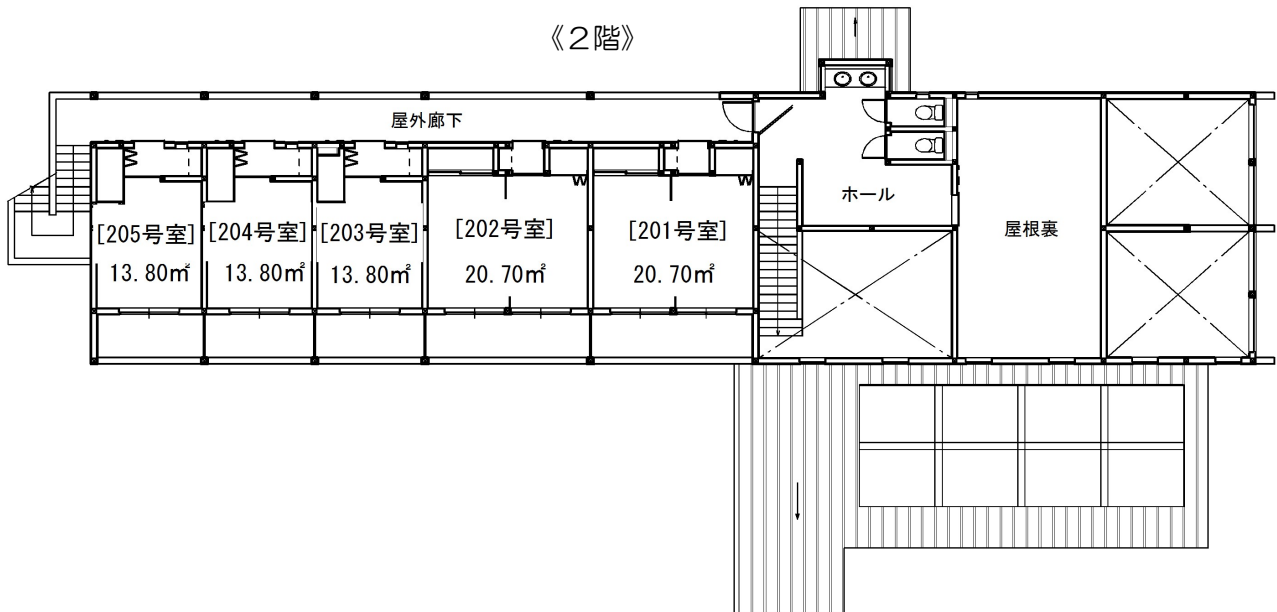
(2) 施設構成

- ① 新規就農者技術習得管理施設
- ② 地域連携販売力強化施設
- ③ 農林水産業体験施設（熱源等供給施設＋大温室）



(3) 各施設平面図

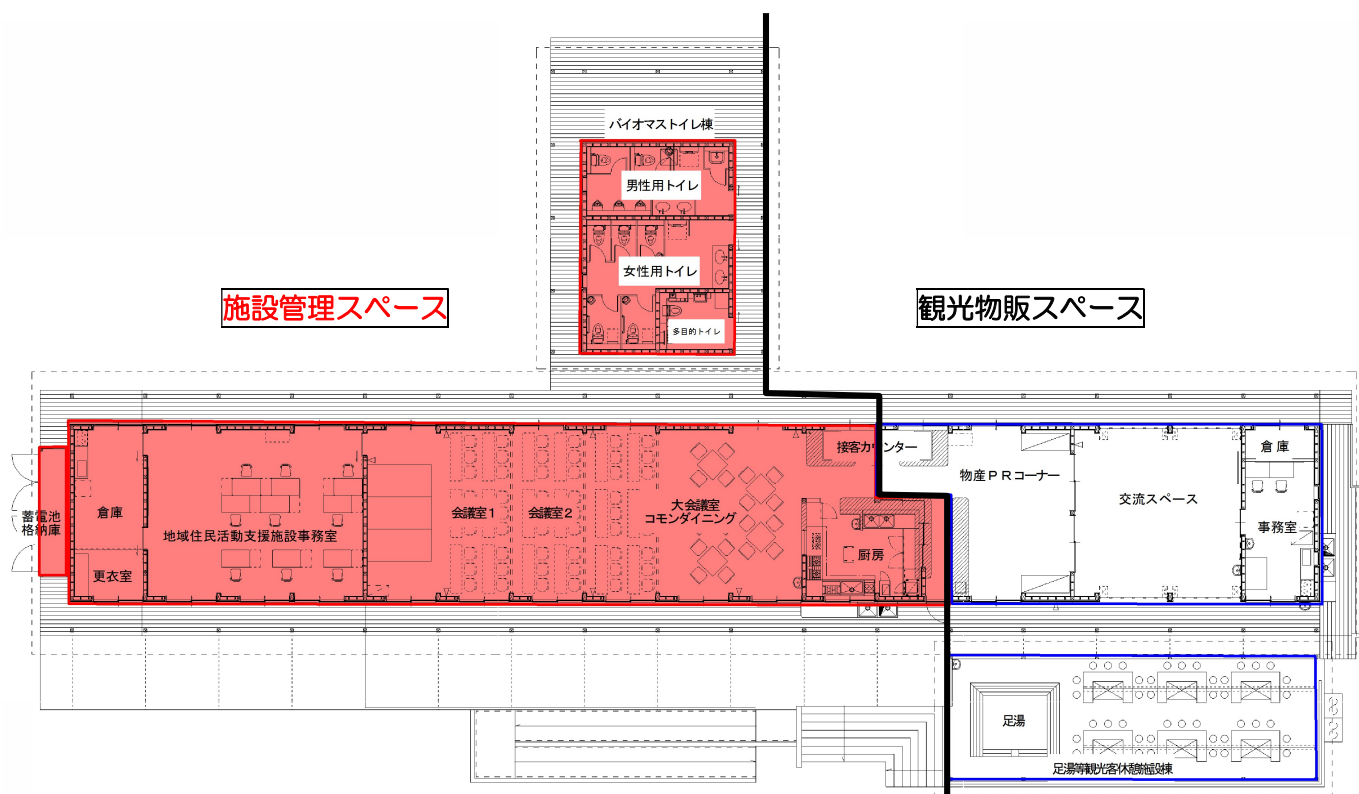
① 新規就農者技術習得管理施設（建築面積 298.12㎡ 延床面積 346.97㎡）



<床面積>

個室（1人部屋）	13.80㎡×6室	82.80㎡
個室（2人部屋）	20.70㎡×4室	82.80㎡
コモソリビング		44.71㎡
研修室		28.98㎡
脱衣室（男、女）	13.24㎡×2室	26.48㎡
浴室（男、女）	14.90㎡×2室	29.80㎡
その他共有スペース		44.76㎡
合計		340.33㎡

② 地域連携販売力強化施設（建築面積 563.49㎡ 延床面積 438.72㎡）



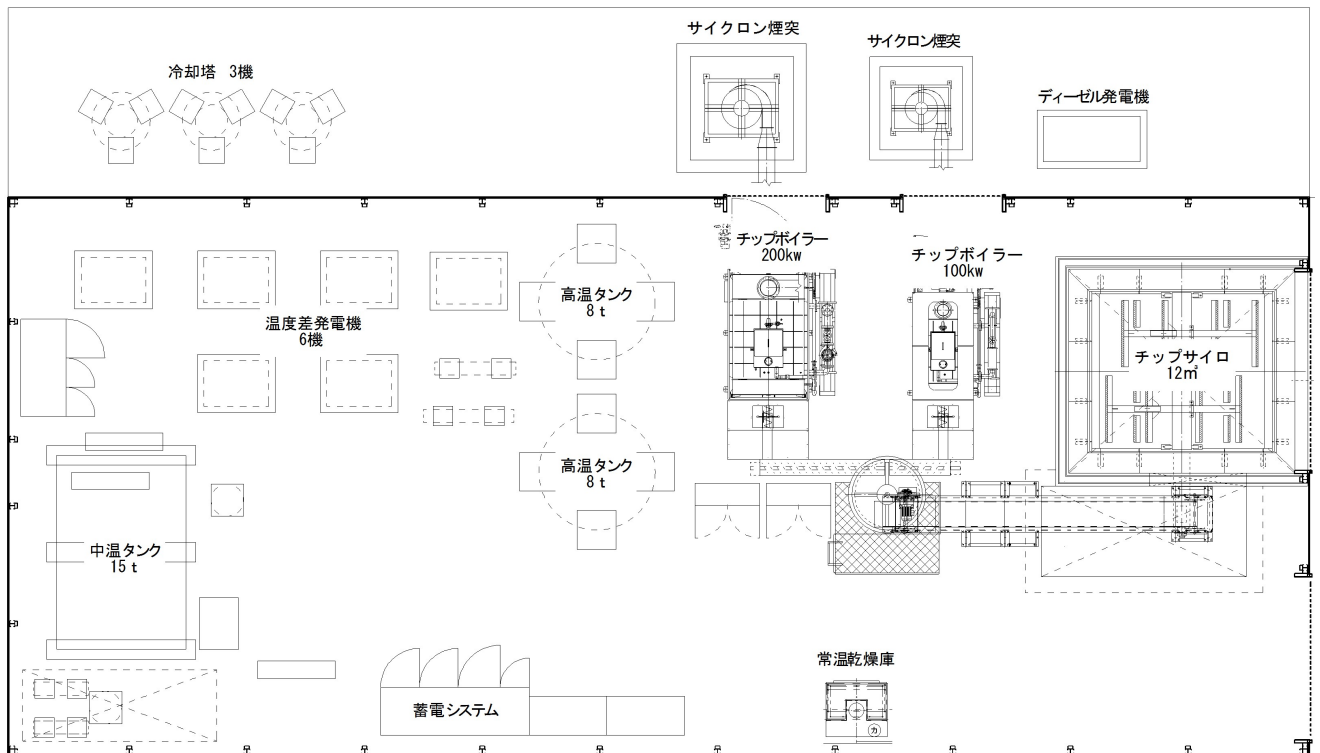
赤枠（塗りつぶし） の区域：施設管理スペース
 青枠（塗りつぶし以外） の区域：観光物販スペース

<床面積>

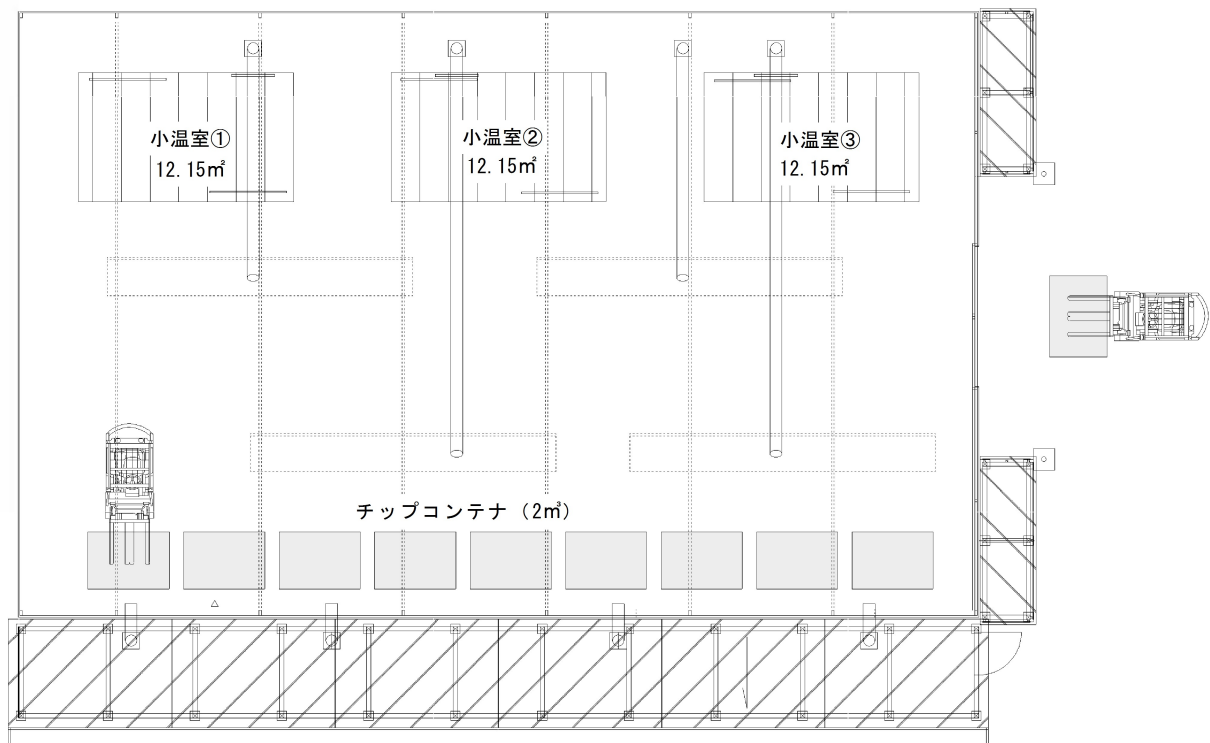
蓄電池格納庫	5.76㎡
倉庫及び更衣室	17.39㎡
地域住民活動支援施設事務室	52.17㎡
会議室1、2	52.17㎡
大会議室（コモンドイニング）	52.17㎡
厨房及び接客カウンター	34.78㎡
物産PRコーナー	28.59㎡
交流スペース	40.97㎡
事務室兼倉庫	17.39㎡
バイオマストイレ棟	42.22㎡
足湯等観光客休憩施設棟	62.12㎡
合計	405.73㎡

③ 農林水産業体験施設（建築面積 206.45㎡ 延床面積 206.45㎡）

<熱源等供給施設>



<大温室>



<床面積>

熱源等供給施設	170.00㎡
大温室（小温室12.15㎡×3棟）	36.45㎡
合計	206.45㎡

(4) 各施設機能

① 新規就農者技術習得管理施設

市内外からの新規就農等を希望する方々への技術習得のための宿泊施設の提供と、本市への定住促進を目的とした長期滞在施設となっております。

② 地域連携販売力強化施設

施設管理スペース及び奥松島公社遊覧船事業等観光物販スペースからなる施設となっております。

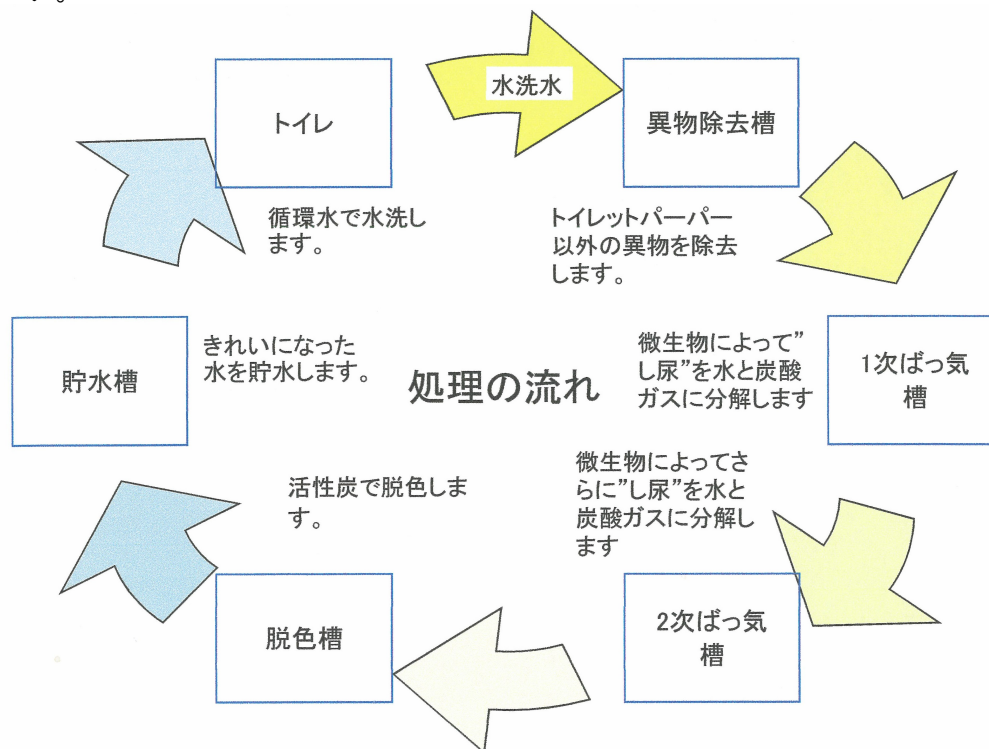
<バイオマストイレ>

バイオマストイレは、通常の水洗式トイレと異なり、微生物がし尿を浄化し、洗浄水を繰り返し使用します。

(内訳)	女性用トイレ	大便器	5基
	男性用トイレ	小便器	3基
		大便器	2基
	多目的トイレ	大便器	1基

【注意事項】

- ① 使用する際、トイレットペーパー以外は流さないでください。
- ② 洗剤は、し尿を分解する微生物に悪影響を与えますので絶対に使用しないでください。



③ 農林水産業体験施設（熱源等供給施設＋大温室）

農林水産業体験施設は、熱源等供給施設と大温室の2つに分かれています。

熱源等供給施設は、太陽光等の地域資源を利用した電気と熱の供給施設です。

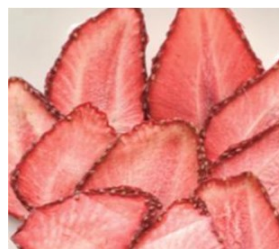
大温室は、新規就農者の研修や観光客の農林水産業体験施設として大型ハウス内に小型の温室があり、熱利用による農林水産物の乾燥加工体験ができます。

<常温乾燥庫>

小型乾燥装置 SUNDRY-8HYPER

熱源等供給施設内に1台設置しています。

野菜や果物等の乾燥体験ができます。



<小温室>

各小温室にエビラワゴンを1台ずつ設置しています。

常温乾燥庫と同様に、野菜や果物等の乾燥体験ができます。



<温水洗浄機>

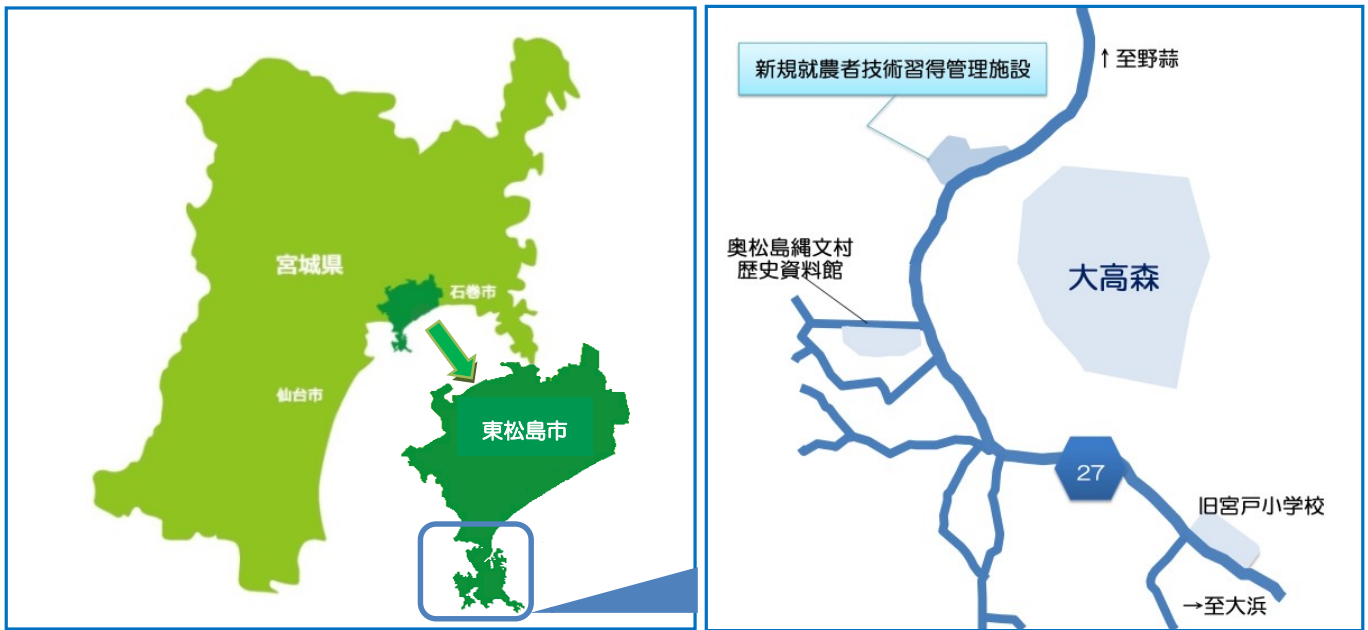
熱源等供給施設の余ったお湯を再利用するため、熱源等供給施設脇にあるタンクにお湯を溜め、温水洗浄機を利用することができます。

(料金)	常温乾燥庫： 1回(6時間以内)	500円
	小 温 室： 1日	500円
	温水洗浄機： 1回(10分)	100円

【注意事項】

- ① 利用料金は、市外の方が利用する場合は、上記の2倍の金額になります。
- ② 入場料を徴収して利用する場合又は営利目的事業に利用する場合は、上記の2倍の利用料金になります。また、この場合において、市外の方が利用する場合は、4倍の金額になります。

(5) 施設へのアクセス



<所在地> 宮城県東松島市宮戸字川原 5 番地 1 駐車場 有 約80台

<アクセス> ◎電車 仙台駅→野蒜駅 JR 仙石線・仙石東北ライン 約40分
野蒜駅から車で 約10分
◎車 三陸自動車道 鳴瀬奥松島 I.C から 約20分
一般道 仙台から 約70分

【注意事項】

- ① 野蒜駅からのバスの運行はありません。
- ② 施設では送迎等のサービスは行いません。